

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1134））
2. 日 時：平成30年7月18日 10時30分～11時25分
13時30分～17時15分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、
秋本安全審査官、矢野審査チーム員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他25名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 担当 他4名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 主任 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他3名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、5月30日、6月8日、7月9日、10日、12日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係るブローアウトパネル及びブローアウトパネル閉止装置の設計方針、設置許可との整合性に関する説明書、要目表、中央制御室の機能に関する説明書について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【要目表関係】

- 生体遮蔽装置のうち1次遮蔽について、耐震重要度分類をBクラスとしていることと、耐震説明書において基準地震動で評価していることとの関係を整理して提示すること。

【中央制御室の機能に関する説明書関係】

- 可搬型気象観測設備について、技術基準規則第75条第2項において、「結果の記録」を要求していることから、記録方法等について整理して提示すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・表 被ばく評価における生体遮蔽の使用状況と被ばく評価の記載資料

- ・ 東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について（コメント回答）【論点17】ブローアウトパネル及び関連設備の必要機能と確認方法 ブローアウトパネル閉止装置の不具合の対応について
- ・ 補足説明（ブローアウトパネル閉止装置の不具合の対応について）
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち生体遮蔽装置（本文）
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち生体遮蔽装置（添付書類）